



檀情公第13428号

令和4年10月12日

檀原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会 御中

檀原市長 亀田 忠彦

諮問書

1 諮問の趣旨

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年5月19日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正等を行うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布されています。改正後の法（以下「改正法」という。）では、個人情報等の定義や、個人情報の収集・利用・提供に係る制限規定が統一化されるなど、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が抜本的に見直されており、このうち地方公共団体に直接関係する改正部分については、令和5年4月1日から施行されます。

改正法においては、全国共通のルールの下、法令及び国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン等に基づく制度運営を行うこととなりますが、一部の事項については、地方公共団体の条例で定めることができるとされているため、今般、檀原市個人情報の保護に関する法律施行条例案を作成しましたので、以下の事項に関し貴審議会に諮問いたします。なお、条文の表現や構成については、今後見直すことがあります。

2 諮問する事項

【諮問事項1】

「条例要配慮個人情報」の規定を設ける必要があるか否かについて

資料2（P12・P13）

（諮問庁）檀原市個人情報保護条例（平成11年檀原市条例第17号）。以下「現行条例」と

いう。)と法の「要配慮個人情報」の定義及びその解釈に差異はないとの考えから、現行条例の規定に照らし、現状において規定することが必要とされる「条例要配慮個人情報」は存在しないと判断しています。

【諮問事項 2】

現行条例に規定する個人情報取扱事務の届出等に関する手続の継続

資料 2 (P 13～15)

(諮問庁) 法第 75 条第 1 項においては、国の行政機関や地方公共団体等が保有している個人情報ファイルについて、当該行政機関の長等に「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することを義務付けています。また、同条第 5 項においては、地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、任意で個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないと規定しており、本市では、現行条例第 6 条の個人情報取扱事務の届出等に関する手続を継承するため、本条を設けるものです。

なお、個人情報ファイル簿では個人情報ファイルの本人の数が 1,000 人以上の場合に作成義務が生じますが、個人情報取扱事務の届出に係る様式には当該数的要件を現行同様設けません。

【諮問事項 3】

開示決定等の期限に関する特例 資料 2 (P 15)

訂正決定等の期限に関する特例 資料 2 (P 16)

利用停止決定等の期限に関する特例 資料 2 (P 17)

(諮問庁) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の決定期日について、法の期日を短縮し、現行条例の期日を維持する特例を設けるものです。

【諮問事項 4】

地方公共団体に置く審議会等への諮問

資料 2 (P 18・P 19)

(諮問庁) 情報公開・個人情報保護制度運営審議会を存続します。現時点では、令和 5 年 4

月 1 日以後、関係条例の改廃以外に貴委員会への諮問事項として具体的に明示できる事項はありませんが、必要に応じて、法第 3 章第 3 節の地方公共団体の施策に関し、審議をお願いすることがあります。

参照条文：

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(区域内の事業者等への支援)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【諮問事項 5】

樫原市情報公開条例の一部改正

資料 2 (P 2 0)

(諮問庁) 保有個人情報の本人からの開示請求においては、当該本人の個人情報は原則として開示されますが、情報公開請求においては、申請者本人の個人情報であっても公開されません。本人の個人情報の開示・不開示の取扱いは両制度の趣旨の相違から当然ですが、法人や行政機関、地方公共団体等の情報についての開示・不開示の判断理由は両制度において同じです。そうしたことから、法の不開示情報と情報公開条例の非公開情報の条文における使用する用語の整合は重要です。また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に規定する不開示情報との整合も検討し、樫原市情報公開条例に規定する非公開情報に関する条文を整備するものです。

3 添付資料

- (1) 資料 1 樫原市個人情報の保護に関する法律施行条例案
- (2) 資料 2 樫原市個人情報の保護に関する法律施行条例案（条文説明）
- (3) 資料 3 現行の樫原市個人情報保護条例と個人情報の保護に関する法律の対照